

「地蔵橋西児童遊園・旧和泉橋出張所を活用した認可保育所整備計画」に対する意見の内容及び区の考え方

意見番号	区分	意見内容	考え方
1	在住	該当地域の保育需要は高まっている様です。少しでも園児数が増すことを望んでいます。関連して、園庭確保の為、喫煙場所と化している付近の児童遊園を金網、カギ付きを施し、園児の遊び場になる様に整備して下さい。	和泉橋出張所管内の就学前児童は増加が著しいため、区有財産を活用して、保育所の整備を図っていきます。 付近の児童遊園に金網やカギをつけることは現時点では難しいと考えております。そのため、区では、公園安全利用指導員が、喫煙者に対して子どもが遊ぶ時間帯に喫煙を控えるよう声掛けを行うことで、引き続き受動喫煙対策に努めてまいります。
2	在住	地蔵橋西児童遊園、旧和泉橋出張所とも、交通量の多い道路が近い自動車による排気ガスの影響が心配されます。また、特に旧和泉橋出張所周辺には喫煙者も多い状況です。さらに、高層建築物に囲まれているため日当たりも悪いので、保育所の環境として劣悪ではないかと考えられますが、何らかの対策が必要ではないでしょうか。	ご指摘のとおり、地蔵橋西児童遊園と旧和泉橋出張所の付近には、交通量が多い道路があるため、空気清浄器を配置する等の運用面で対策を検討いたします。 日照については、近くに建物はございますが、四方を囲まれているわけではないため保育所の運営に支障はないと考えております。
		これらの保育所には園庭がありません。近隣にも代替園庭になりそうな公園が見当たりませんが、代替園庭はどこを想定しているのでしょうか。周辺道路の交通量が多いため、園児の移動時の安全が確保されるのか心配されますので、何らかの対策が必要ではないでしょうか。	地蔵橋西児童遊園を活用した保育所は、旧今川中学校(千代田区鍛冶町2-4-2)を、代替園庭に指定する計画です。また、保育所の屋上に園児が遊ぶことができるスペースを確保する計画です。 旧和泉橋出張所を活用した保育所は、美倉橋東児童遊園(千代田区東神田2-8-16)及び美倉橋西児童遊園(千代田区東神田2-3-1)を併せて代替園庭に指定する計画です。 外出する際は子どもの安全に配慮するよう、保育所の運営事業者に指導を徹底いたします。
		千代田区では園庭のない保育所ばかり増やしているように思われますが、代替園庭には次のような問題が考えられます。 ・代替園庭まで行くのに時間がかかる。 ・いくつかの保育所で代替園庭が共有されると調整が困難となり、好きな時間に自由に使えない。 ・喫煙対策が不十分な公園では受動喫煙による健康被害も心配される。 このように、代替園庭では園児の遊び・運動が制限されるため、園児の体力の向上や社会性の発達にも影響があるのではないかと考えます。また、園庭のある区立保育園との格差が大きすぎるのではないかと考えられますが、これらの課題を解決する必要があるのではないのでしょうか。	園庭がある保育所を設置するための敷地を確保することが、極めて困難な実情がございます。 代替園庭は、保育所から概ね10分で行ける公園等を指定しており、また、保育所の子ども達は代替園庭に指定している公園以外の公園等でも外遊びを行っております。 また、公園安全利用指導員が、喫煙者に対して子どもが遊ぶ時間帯に喫煙を控えるよう声掛けを行うことで、引き続き受動喫煙対策に努めてまいります。 園庭がある保育所の方が外遊びが自由にでき、保育所としては望ましい環境であると考えておりますが、千代田区の地域特性により、保育所の敷地内に専用園庭を整備することが困難な状況にあります。そのため、公立園との連携をはじめ、巡回指導等で子どもの発達に格差がないよう、保育支援に努めてまいりたいと考えております。
		地蔵橋西児童遊園、旧和泉橋出張所とも、用途を保育所に決め打ちとしているようですが、周辺の区立幼稚園では定員超過が発生しています。幼稚園の定員増も検討すべきではないでしょうか。	現在は、保育所の需要が高く、今回の区有財産の活用は、区としても緊急の課題であるため保育所を設置することといたしました。 区立幼稚園の定員を増やすことは難しいと考えております。しかし、今後も出生数の増加や子育て世帯の転入が予想されるため、教育標準時間(1号)認定を受けた子どもも通える、認定こども園の整備について、検討課題であると考えております。
3	在住	和泉橋出張所は万世橋出張所とも近いので、保育所への転換は良いと思う。また駅近なのは、良い。ただ、秋葉原駐輪場への応募が増えると思うので、他の認証保育所等へ預けつつ、駐輪場を利用している人が困らないように、応募時の理由に「保育所への送迎」の項目を設け、審査基準の一つとしてほしい。送迎している人が駐輪場に落選すると、生活が苦しい(負担が増える)。	駐輪場は保育所への送迎に限らず、様々な理由で使用される方がいらっしゃいます。そのため、駐輪場の利用者の審査基準で、保育所への送迎で利用する方を優先することは難しいと考えております。